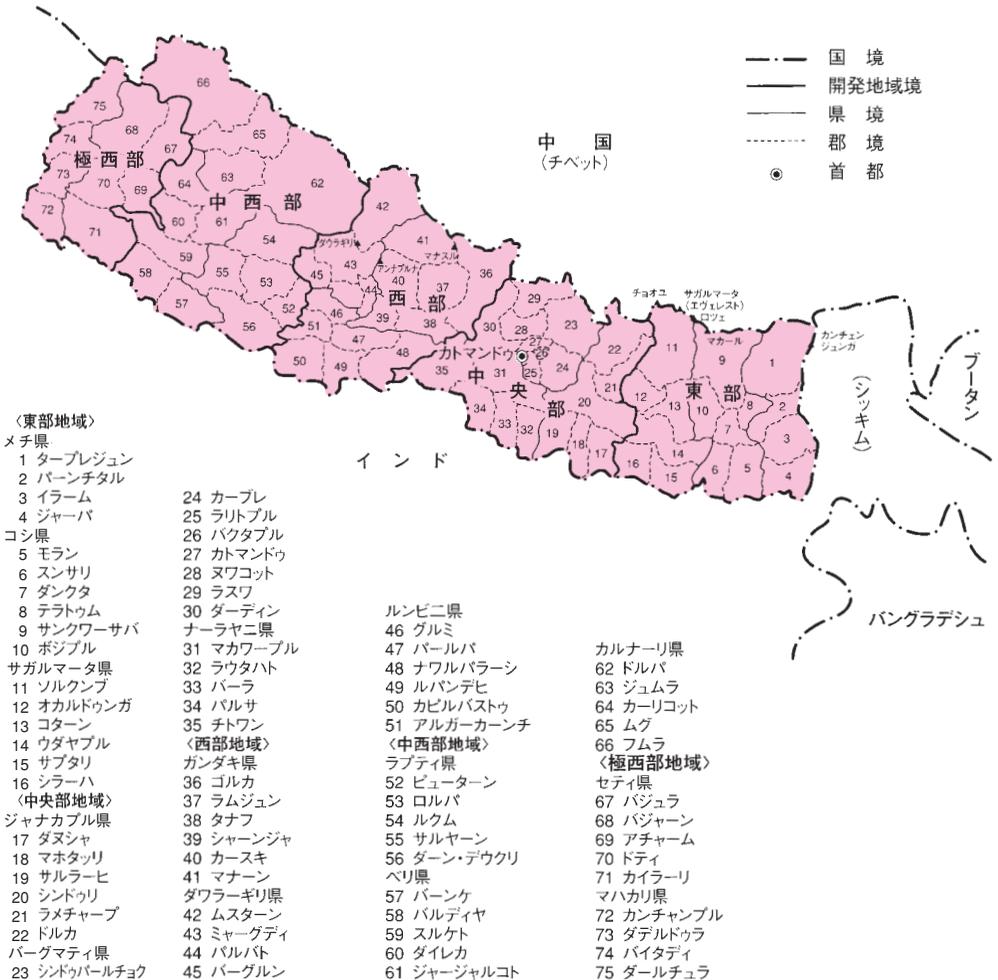


ネパール

ネパール国	宗教	ヒンドゥー教, 仏教など	
面積	14万7181km ²	政体	議院内閣制(2006年暫定憲法)
人口	2589万人(2006年, 中央統計局推計)	元首	ギリジャ・ブラサッド・コイララ首相
首都	カトマンドゥ	通貨	ルピー(1米ドル=73.13ルピー, 2006年平均)
言語	ネパール語(公用語)ほか	会計年度	7月16日~7月15日



第2次民主化運動と国王政治の終焉

みずのまさみ
水野正己

概況

2006年は、ネパール現代史において永久に記憶されるべき年となった。

2005年2月1日の「国王宣言」からギャネンドラ国王による独裁政治は1年を経過した。この間、反政府7政党(SPA)とネパール共産党毛沢東主義派(毛派)は2005年11月22日の12項目合意に基づく共闘関係を築き、2006年2月8日が投票日の地方選挙をめぐって国王と対峙した。選挙ボイコットに勢いを得た反国王勢力は、1990年の第1次民主化運動を上回る第2次民主化運動に突き進んだ。SPAは全国ゼネスト(4月6～9日)を計画し、治安当局は政党指導者の事前拘束・自宅軟禁・逮捕、外出禁止令の発令などの常套手段で反対勢力を押さえ込んだ。政党、労働者、市民勢力は4月6～24日の19日間にわたる全国的規模の民主化運動でこれに応え、国王は下院議会再開を約して政権の座を国民に明け渡した。

第2次民主化運動により、ネパールリー・ कांग्रेस(NC)のコイララ党首(84歳)が首相に就き、およそ4年ぶりに下院議会が招集された。下院議会は、国王の特権を剥奪し政治権力との切り離しを図った。民主政治の実現をめぐって政党間の駆け引きが続き、12月16日に暫定憲法草案がまとまった。しかし、当該草案に不満を訴えるタライ地方の住民による暴動が発生し、新生ネパールの前途が多難なことを示す結果となった。もうひとつの課題である毛派と国軍の武力(兵力と武器)管理問題は、国連監視下で問題解決を図ることで合意が成立し、11月21日に包括的和平協定が結ばれた。かくして、1996年2月以来およそ1万3000人の犠牲者を出した毛派と国軍(旧王国軍)の武力衝突は公的に終結を迎えた。

国内政治

ネパールの国内政治情勢は、特に2005年2月の国王による直接統治宣言以降、一般国民の間にこれまで以上に政治に対する期待感を失わせるものとなった。全

国世論調査(2006年3月実施)の結果は、国王の直接統治に対して賛成25%、反対65%で、国民は国王政治に不支持を表明していた。政治的混乱の原因は三分割され、国王に責任ありが33%、毛派とSPAがそれぞれ33%と27%だった。王制廃止に賛成は30歳以下の若年層が20%、31～40歳は16%であり、51歳以上の賛成率8.9%と比べると、世代間で王制に対する大きな意見の隔たりが生まれつつあることを物語った(『ネパールタイムズ』第292号、3月31日～4月6日)。

国王政府が設定した2月8日の地方選挙は、SPAと毛派のボイコットにより、投票率は22%にとどまった。全議席数4146のうち、投票による選出議席割合は14.7%、無投票当選議席割合は31%、無立候補議席割合54.3%であった。SPAと毛派は、2月19日の全国民主主義の日を契機に反国王政治運動を全面的に打ち出し、コイララNC党首も不退転の決意を国民に表明した。

反国王政治の潮流は4月上旬の全国ゼネストで最高潮に達し、政党と毛派の呼び掛けに応じて、首都圏はもとより全国各地で数百万人規模の街頭デモが展開された。グローバル化の進展やIT革命によるコミュニケーション手段の格段の進歩もあって、長期間の政治的混乱による生活上の支障、国王の独裁政治への反発から、専門職、学生、毛派の勢力基盤とされる地方の労働者、農民、虐げられた階層や下層カースト、少数民族グループの人々もデモの隊列に加わった。その結果、国王は4月21日の声明で政党に新首相指名を委ねる妥協案を提示したが、政党側は民主化運動の要求に程遠い内容であるとしてこれを拒否し、反国王デモをいっそう拡大強化した。ついに、4月24日、国王は政治権力を国民に返還し、下院議会を再開する声明を発し、全国ゼネストは終結した。

ギャネンドラ国王による独裁政治への賭は14カ月を経て裏目に出る結果となり、1769年にネパール統一の礎を築いて以来238年に及んだシャー王朝の支配に終止符が打たれた。治安部隊の弾圧による第2次民主化運動期間中の犠牲は、死者25人、負傷者5000人以上に達した。

再開下院議会と国王の特権剥奪

4月28日、下院議会が再開され、同30日にコイララ NC 党首が首相に就任し、新憲法の制定に向けた政治行程を歩み出した。下院議会は、5月18日、「2063議会声明」を発表し、国王が享受してきた幾多の特権をネパール史上初めて剥奪し、国王に代わって議会を国権の最高機関とし、その執行権限は閣僚会議が担うとした。王国軍の最高司令官の地位は廃止され、王室の顧問会議である王室会議を解体し、その任は下院議会が担うことに改められた。1990年憲法の規定による国王の特権は廃され、王位の継承(後に、王位継承者は第1子とすると法律で定められた)は議会の決定事項となり、国王の行為に対する裁判権が下院議会および裁判所に付与された。議会の招集や法律の公布等に対する国王の権限は廃止され、議員の25%以上の要請による議会招集の途が開かれた。国軍最高幹部の任免は内閣の決定事項とされ、認証は首相により執り行われ、国軍の動員は閣僚会議の決定事項となった。

国王の所得と財産は課税の対象となり、王室経費の決定は議会が行うことになった。国王が就任していた組織や団体の特権的地位や職位(大学総長職など)は剥奪された。

王を表徴する用語は廃され、国名、軍隊、政府、大使の呼称から「王(国)」の接頭辞は削除された。現国王の誕生日の祝日は廃止され、代わって議会声明を記念して翌5月19日を祝日とし、同日を休日とする措置が講じられた。また、国教の規定が廃止され、ネパールはヒンドゥー国家から世俗国家になった。1990年憲法および現行法で同声明に反する条項は無効とされた。後に、新国歌の歌詞が公募され、新国章が制定された。

国王が直接統治に及んだ2005年2月1日以降に発せられた布告は無効とされた。これには、いわゆる「NGO 行動

規範2062年」も含まれる。さらに、民主化運動弾圧行為究明高等司法委員会が設置され、数カ月におよぶ捜査の結果、11月下旬、202名を有罪とする調査報告書が首相に提出された。同報告書は、第2次民主化運動期間中に閣僚会議議長の任にあった現国王を有罪とする内容が盛り込まれているとされ、その取り扱いをめぐって政府は別の高級検討委員会を設置し、対応を模索することになった。国王が政敵の追い落としを図るため直接統治と同時に設立した王立汚職取締委員会(RCCC)については、2月に違憲判決が下され解散を命じられていたことを受けて、その過剰取締行為に対して処罰を求める声が議会から出されていた。これに対して、政府の調査委員会はようやく11月中旬に捜査活動を開始したため、調査結果の報告は年明けに持ち越された。

和平方程

国王からの政権委譲の後、SPAと毛派の和平協議の進展が最大の政治課題となった。両者は5月下旬に和平協議に向けた行動規範で合意に達した。翌6月には4項目合意(両者の首脳会談開催、休戦監視委員会の設置、和平協議監視委員会の設置、国連人権高等弁務官事務所による監視)、同月下旬には首脳会談の結果、8項目合意(政策の基本方向、国連による監視など)が成立した。7月に首相はアナン国連事務総長に対して平和監視(武力の管理、制憲議会選挙など)を要請する書簡を送り、同月下旬には国連調査団が派遣された。しかし、プラチャンダ毛派議長は同事務総長宛に別の書簡を送り、政府の平和監視要請書簡におけるネパール国軍の武力管理の欠落を指摘し、自派の立場を訴えた。結局、平和監視要請項目(人権擁護の監視、和平方程規範の遵守、毛派武力の監視、国軍武力の監視、制憲議会選挙の監視)について合意後、両者は8月に同事務総長宛に同一内容の書簡をそれぞれ送ることで決着した。

その後、数次にわたる協議が重ねられ、11月8日、国民投票による王制存続の如何の決定、王室相続財産の信託化、現国王在位中の獲得財産の国有化、毛派と国軍の武力の監視手続き、暫定憲法の制定手続き、暫定議会の構成、毛派の人民政府および人民解放軍の解体手続き、制憲議会の構成と選挙の方法を含む歴史的合意が実現した。これを踏まえ、11月21日、人権の保障、武力闘争の終結、違法な武器使用禁止、武力闘争の被害者救済、毛派政府組織の解体、暫定議会の設置と暫定憲法の制定後の両者の政府の統合などをうたった包括的和平協定が結ばれた。コイララ首相は暴力の政治から和解の政治への移行を称賛し、プラチャンダ

議長はネパール民主化運動の勝利は21世紀最初の奇跡と評価した。さらに、政府と毛派は武力管理の監視手続き(毛派軍の兵站基地警備用の武器保有許可、政府・毛派・国連の3者合同監視委員会の設置など)で合意し、12月8日に同3者間で武力監視協定に署名がなされた。このような経緯を経て、毛派の議会政治への参加が実現した。

暫定憲法

下院議会再開後のもうひとつの政治の焦点は、制憲議会開催の前提条件である暫定憲法の制定および暫定議会の招集であった。6月16日、SPAと毛派の合意に基づき暫定憲法草案の起草委員会が発足、8月下旬に関係政党に対して草案が提示された。その後も国民のいらだちのなかでSPAと毛派の協議は続き、ようやく12月16日に暫定憲法の草案がまとまり、2007年1月15日に公布された。

暫定憲法は、第2次民主化運動が獲得した基本的人権や市民権の拡大、女性の権利拡張などで、1990年憲法から大幅に前進した内容を含んでいる。しかしながら、SPAと毛派の和平合意事項の成文化という性格も有するほか、首相権限の過度の集中、司法の独立性の不十分性、女性・少数民族・低カーストの人々に対する権利の保障の不十分性、国王の位置づけの不明確性、暫定議会の定数(330)の過大性など、多くの問題が指摘されている。さらに、政党間の政治的妥協の産物であり、憲法にふさわしい形式と内容を欠くとする厳しい批判もある。

下層階級の人々に対する平等な取り扱いや完全比例代表制による制憲議会選挙を求めて、すでに改訂の声が上がっている。実際、インド国境沿いのタライ地方ではマデシ(ネパール語を母語としないタライ住民)による平等な政治参加を希求する運動が政党の支持を得て展開しており、また解放カマイア(元債務奴隷)が首都圏で土地占拠に訴えるなど、政府に対応の難しい問題を突きつけている。

王制存続の可否を国民投票に委ねたほか、政治体制の選択を制憲議会に委ねたことは、重要争点について政党間の対立が解けなかったことの反映である。インフォーマルセクター・サービスの世論調査(2006年11月実施)によると、民主連邦制、立憲君主制、象徴君主制の支持率がそれぞれ88%、5%、5%であった。政党側からは、将来の政治体制として民主共和制、連邦共和制、連邦民主共和制などが喧伝されているものの、いずれも抽象的な議論にとどまっている。こうしたなか、王政支持の議員が多いとされるNCとネパーリー・ कांग्रेस民主(NC(D))との統合問題が現実化してきている。これら2党が統合後に議会で多数派

を占める事態が生ずる可能性もあるため、今後の主要政党の政権戦略が注目される。

経

済

2006年のネパールの国内経済活動は、前年と同様、低迷を続けた。2005/06年の名目国内総生産(GDP)は、2004/05年の5335.4億^{ルビ}から494.1億^{ルビ}、9.26%増加し、5829.5億^{ルビ}となった。実質価格では、対前年度比1.9%の増加にとどまり、推定年平均人口増加率2.4%を下回った。1人当たり所得は、名目価格で対前年度比4.7%増の311^{ドル}(実質価格では0.25%減)となった。インドの好況により2006年にGDP成長率8.2%を記録した南アジアのなかで、ネパール経済は最底辺におかれた。これは、ネパールの長引く政治不安、降雨条件に恵まれなかった農業生産の不振、既製服の輸出の減少によるものである。

2005/06年の主要農産物の生産状況は、つぎのとおりである。コメの生産量は対前年度比1.88%減の420.9万^{トン}で、収穫面積は154.9万^{ヘクタール}(同0.5%増)、収量は2717^{キログラム/ヘクタール}(同2.35%減)であった。この減収の原因は、夏季(7月)の降雨不足ならびに10月初旬の多雨・多雪である。小麦の生産量は同3.35%減の139.4万^{トン}で、収穫面積は同0.56%減の57.5万^{ヘクタール}、収量は2074^{キログラム}(同2.81%減)であった。作付け期の少雨および生産資材の供給不足がこの減少要因である。逆にトウモロコシの生産は、同1.07%増の173.4万^{トン}に達した。これは、作付面積の微増(同0.12%)および収量の増加(同0.94%)によるものである。結局、2005/06年の農業GDPは、1.7%の成長にとどまった。

製造業のGDP成長率も2.1%にとどまった。既製服の輸出額は、2004年が対前年30%減、2005年は同41%減であり、2006年も同様に減少傾向が続いた。その結果、合わせて5万人の雇用が失われた。特に縫製工場が多く立地する東部開発地区で、その影響が大きい。同地区全体の生産能力は年間5000万着であったが、現在の稼働率はその40%、2000万着分に過ぎない。このため、ネパール縫製業協会は政府に対し、縫製業特区の設置およびアメリカ市場における既製服無税枠設定に向けた対米交渉を要求中である。

進展する経済のグローバル化

国内経済は低迷状況にあっても、ネパール経済のグローバル化は進行し続けて

いる。2006年4月には、ネパール・インド通商協定が更新された(有効期限2013年1月5日までの7カ年)。これは、1月初旬に期限切れのため3カ月間暫定的に継続されていた通商協定を一部改訂したものである。両国間の通関手続きは15カ所で行われているが、第三国向け輸出商品でインドが指定したセンシティブ商品の通関手続きをこのうちの7カ所に限定する規定が盛り込まれている。ネパール・中国間では、ネパールから中国内陸部、チベット、香港向けの輸出商品約1500品目に対する免税協定が締結された(2006年3月15日発効)。

また、南アジア自由貿易協定(SAFTA)が2006年1月に発効し、ネパールも2016年を目途とする関税引き下げ義務を負うことになった。ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ(BIMSTEC、ネパールは2004年加盟)については、2006年7月にBIMSTEC自由貿易地域協定が発効し、貿易取引の自由化に向けた動きが始まった。投資とサービス取引の自由化は1年後の2007年7月から始まる。

海外就労(インドを除く、以下同じ)は一貫して増加し続けている。2004/05年度末までに正規の許可を得て海外で就労している人数は59万1400人に上る。2005/06年度の8カ月間だけでも新たに12万3279人が就労目的で出国しており、これらを合わせるとおよそ71万5000人近くに達する。就労先国(地域)別にみると、海外就労者の39%強がマレーシア、ついでカタール26%強、サウジアラビア20%弱、

表1 国(地域)別海外就労者数

(単位:人)

国(地域)名	2004/05年度 の就労者数	2005/06年度の年初 8カ月間の就労者数	合計	割合 (%)
サウジアラビア	131,683	10,844	142,527	19.95
カタール	148,152	39,397	187,549	26.24
アラブ首長国連邦	63,585	10,824	74,409	10.42
バーレーン	4,853	329	5,182	0.73
クウェート	8,760	471	9,231	1.29
オマーン	758	28	786	0.11
香港	3,167	97	3,264	0.45
マレーシア	220,505	60,541	281,046	39.32
大韓民国	5,480	31	5,511	0.77
その他	4,457	717 ¹⁾	5,174	0.72
合計	591,400	123,279	714,679	100.00

(注) 1)うち、イスラエルが592人であり、この約96%、568人は女性である。

(出所) Government of Nepal, Ministry of Finance, *Economic Survey 2005/2006*, pp. 83-4, Table 7(A)より筆者作成。

アラブ首長国連邦が10%強となっている(表1)。また、海外就労者の9%強を女性が占めるようになった。海外就労者の増加に伴い就労先での賃金不払いなどの問題が多発しており、2006年にはカタールでネパール人海外就労者を対象にした慈善基金が設立され、困窮者の経済的支援活動が開始された。

海外就労者からの送金額は、2005/06年度の7カ月間だけで534.6億^{ルビ}に上り、対前年比48.2%の増加となった。女性の海外就労者からの送金総額は年間110億^{ルビ}に達するとされる。海外就労者からの送金は、いまや貿易収支の赤字(2005/06年の8カ月間で741.7億^{ルビ}の入超)を補填するうえで無視できない比重を占める。個別家計にとっては、貧困から脱出する最も有望かつ迅速な手段が海外就労であるため、海外就労は今後とも増加するとみられる。

対 外 関 係

第2次民主化運動の過程で、ネパールの政治情勢の展開に対して多少なりとも影響力を持った国(機関)は、インド、イギリス、アメリカ、中国、ヨーロッパ連合、北欧諸国、日本、国連など多数に上った。なかでも特にインドのそれが大であった。インドは、ネパール国内の政治紛争が自国に波及することを恐れていたこともあり、第2次民主化運動の推移に細心の注意を払ってきた。特に、4月21日の国王声明を拒否したSPAを最終的には支持する態度を表明するなどして、ネパールの民主化勢力から好感を得ることに努めた。

6月初旬、コイララ新首相はインドのシン首相の招きにより初外交先として同国を訪問した。コイララ首相が就任直後の外交先にインドを選んだのは、1991年以来これが2度目である。今回インドは、ネパールの民主主義指導者をシン首相自らが空港まで出迎える厚遇で接し、10億^{ルビ}の財政資金の贈与、総額1億^{ドル}の低利資金の供与、今年度援助額の8億5000万^{ドル}増額、ネパールの兵器購入代金の一部支払い免除、化学肥料2万5000^{トン}の低価格販売、ネパール国内製品のインド付加関税(4%)の免除、奨学金の給付者倍増など、これまでにない多額の復興開発援助を約束した。11月下旬には、インド外相が初の外遊先としてネパールを訪問し、第14回南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会談にコイララ首相の出席を要請した。さらに、ネパール・インド通商協定に替えて包括的経済協力協定の締結を提案するなど、インドは経済面でも積極的な姿勢をみせた。これらの背景には、インドがネパールの隣人であり、困った時に助けとなる真の友人である証

を示す好機との認識があるとみられる。

2007年の課題

2007年1月15日、暫定憲法が公布され、1990年憲法は廃止された。また、旧再開下院議会は解散し、暫定議会(議員定数330名、うちNC85名、ネパール共産党統一マルクス・レーニン主義派(CPN-UML)83名、毛派83名、NC(D)48名など)が創設された。これをもって、現国王の政治的関与はすべて終結し、最大の政治的関心事項は2007年6月実施予定の制憲議会選挙に移行した。これと同時に、王制存続の賛否を問う国民投票が実施される予定になっている。

こうした矢先、これまで沈黙を保ってきた国王が2月19日の民主主義の日を捉えた声明で、2005年2月1日の「国王宣言」が国民の意思を踏まえ憲法の規定に基づいた決断であったとし、国王の存在を知らしめる行動に出た。これに対して猛反発した主要政党や民主勢力のなかから、暫定議会下で連邦制に移行する意見も出されるなど、予期せざる暫定憲法の問題点が露呈する結果となった。

政治過程の平和的展開とともに課題になるのが経済振興である。ポスト紛争後の開発の課題として、国内各層の和解と参加が求められる。国内外に一時的に避難していた人々の帰郷が進み、食料増産が求められるとすれば、農業の振興が基本に据えられよう。主要産業のひとつである観光部門も期待されるどころ大である。しかしながら、SAFTA、中国およびチベット自治区との通商関係の深化、中印間の中継経済の可能性といった経済環境下で、農業、観光、労働集約的軽工業といった国内産業の振興をどのように図るかという大きな課題が横たわっている。また、海外援助の再開と激増のなかで、これまでは政治や開発に反映されてこなかった草の根の人々の声をどのように地域開発に活かして貧困層の生活向上を実現するかも課題である。

(日本大学教授)

1月1日▶南アジア自由貿易協定(SAFTA)発効。

▶国王, 東部開発地区視察開始(～22日)。

2日▶ネパール共産党毛沢東主義派(毛派), 一方的休戦宣言を解除。

17～19日▶主要7政党(SPA:ネパール・ कांग्रेस(NC), ネパール共産党統一マルクス・レーニン主義派(CPN-UML), ネパール・ कांग्रेस(民主)(NC(D)), ネパール労働党(NWPP), 統一人民戦線(UPF), ネパール友愛党アナンダ・デヴィ派(NSP(A)), ネパール統一左派戦線(ULFN)), 市民団体, 人権団体, 反国王政府デモ強化。

20日▶SPA, 反地方選挙デモ。

▶国王政府, 昼間外出禁止令下にSPA最高指導者層を自宅軟禁, デモ参加者大量逮捕。

26日▶SPA, 地方選立候補届出反対ゼネスト実施。デモ参加者大量逮捕さる。

2月1日▶国王, 直接統治1周年声明発表。

▶SPA, 「暗黒の日」として反国王政府デモ。

5日▶毛派, 7日間全国ゼネスト突入(9日に中止)。

8日▶国王政府, 厳戒態勢下で地方選挙。

▶SPA, 選挙は完全に失敗と声明発表。

9日▶アメリカ国務省, 地方選は国王の統治権正当化の空虚な試みと批判。

▶日本外務省, 地方選は広範な国民の支持なしと批判。

10日▶インド外務省, 地方選の効力に疑義表明。

13日▶最高裁(SC), 王立汚職取締委員会(RCCC)に対し違憲判決, 解散命令。

17日▶国王, 西部開発地区視察開始(～3月12日)。

▶ネパール石油公社(NOC), 石油製品卸売価格引き上げ。

22日▶NCとNC(D), 党首会談で両党の統合問題協議。

3月2日▶ブッシュ米大統領, インドで記者会見し, 国王が民主主義を回復すべきと発言。

4日▶NOC, 2月17日の価格引き上げ撤回。

5日▶SPA, 党指導者会合で4月6日からの民主主義回復闘争(ゼネスト)を提起。

8日▶キャンプ南アジア問題担当米国務次官補代理, 来訪(～9日)。国王に米大統領の親書を手渡すほか, 外相, 国軍総参謀長, 主要政党の党首と会談。

14日▶毛派, 3週間の主要道路封鎖開始。

16日▶唐家璇中国国務委員, 来訪(～18日)。

19日▶SPAと毛派, 覚え書き署名。4月6日から4日間の全国ゼネスト実施を発表。毛派は道路封鎖解除。

31日▶SPA, 国民にゼネスト呼びかけ。

4月1日▶ネパール・インド通商協定更新。

3日▶毛派, カトマンドゥ盆地内を対象に一方的休戦を宣言。

5日▶国王政府, 外出禁止令および首都圏への旅行中止要請等でゼネスト抑え込み。

6日▶SPA, ゼネスト突入。政党活動家, ジャーナリスト, 学生ら多数逮捕さる。

7日▶国王, 恒久的平和の努力呼びかけ。

8日▶ゼネスト全国に拡大, 王制反対の声。

10日▶インフォーマルセクター・サービスセンター(INSEC), 『人権年報2006』公表。

11日▶ネパール商工会議所連合会(FNCCI), 民主主義の支持と闘争の平和解決を呼びかけ。

13日▶国内外のNGO団体, 民主化運動との連帯を表明。

14日▶国王, ネパール暦新年の挨拶で政党に対話呼びかけ。

16日▶国王, アメリカ, 中国, インドの各

大使と個別に会談。

▶SPA, 全国民に民主化運動参加と納税拒否を訴え。

17日▶全国でデモ継続。SC 職員も参加。

18日▶SPA, 要求実現までゼネスト継続を訴え。

19日▶シン・インド首相特使, 来訪(～20日)。20日, 国王に首相の親書手渡す。

20日▶市民の間に外出禁止令無視広がる。

21日▶国王, 国権を国民に返還し, SPAに首相候補者指名を要請する声明発表。

22日▶SPA, 国王声明を拒否。

23日▶反国王政府デモ全国に拡大。

24日▶国王, 2002年5月22日解散の下院議会再開と国会召集(4月28日)の声明発表。

25日▶SPA, ゼネスト解除。再開される下院議会の任務は制憲議会選挙の実施で一致。コイララ NC 党首を首相候補に選出。

26日▶毛派, 3カ月間の一方的休戦宣言。

28日▶下院議会召集さる。

29日▶アナン国連事務総長, 政変を歓迎。

30日▶国王, コイララ首相就任宣誓式。

▶下院, 制憲議会選挙全会一致で承認。

5月2日▶首相, 6閣僚任命し, 閣僚会議発足。毛派と直ちに和平協議に入ることを決定。

▶パウチャー米国務次官補, 来訪(～3日)。

▶ソルヘイム・ノルウェー国際開発相, 来訪(～5日)。

3日▶政府, 休戦を宣言。毛派に対する警戒体制およびテロ集団指定を解除。

4日▶毛派, 和平協議参加の意思表明。

5日▶政府, 民主化運動弾圧行為究明高等司法委員会(HLPC)を発足。

6日▶タムラット国連政治局長特別補佐官, 来訪(～16日)。

8日▶政府, 民主化運動被災者救済委員会設置。

9日▶政府, 国王政府による布告(報道, 非政府組織, 地方政府等の規制)を廃止。

12日▶政府, HLPCの勧告を受けタバ前内相他4前閣僚逮捕し, 警察および武装警察最高幹部を停職処分。

13日▶下院, ネムワンCPU-UML党首を全会一致で下院議会議長に選出。

▶毛派, プラチャンダ議長(毛派議長)を対政府和平協議団長に決定し, 和平方程を公表。

18日▶下院, 「2063議会声明」採択。王国と国王軍の呼称廃止し, 世俗国家に移行決定。

19日▶政府, 同日を祝日に指定し休日に。

22日▶首相, 11閣僚を追加任命(1人辞退)。

25日▶政府, 全政治犯釈放。

▶政府, 委員3人の対毛派和平協議団設置。

26日▶政府と毛派, 和平協議25項目行動規範合意。

30日▶下院, 女性の権利拡大議案可決。

6月1日▶ジョアンジャン欧州委員会(EC)対外関係総局副局長, 来訪(～2日)。

2日▶毛派, 首都で公開の集会開催。

4日▶下院, 不浄と差別のない国家宣言。

6日▶首相, インド訪問(～9日)。

11日▶下院, 議会法改正し, 議会における国王の認証権限剥奪。

▶首相, 3閣僚を追加任命。

14日▶CPN-UML, 民主共和制を呼びかけ。

15日▶政府と毛派, 和平協議で4項目合意。

▶スタウ・デンマーク外相兼国際開発庁(DANIDA)総裁, 来訪(～16日)。

16日▶政府と毛派, 和平協議で8項目合意。

▶暫定憲法起草委員会(ICDC)発足。

▶政府, 軍幹部の任命権を国王から閣僚会議へ移管する法改正。

17日▶首相, 病気治療のためタイへ出国(～27日)。

28日▶毛派指導部, インド大使表敬。翌29

日にスウェーデン大使、閣僚、他政党を表敬。

7月3日▶政府、国王誕生日(7月7日)の祝日廃止を決定。

4日▶政府、毛派の武力(武器と兵力)の監視に対して国連に協力要請。

▶下院、1990年憲法の50の条項を廃止。

6日▶毛派、行動規範監視委員会規約承認。

12日▶政府、2006/07年度政府予算案提示。

14日▶NC、NC(D)、毛派、幹部会談で8項目履行を合意。

20日▶下院、国軍総参謀長および憲法規定機関の長の宣誓式挙行。

24日▶毛派議長、アナン国連事務総長宛に書簡。

26日▶国連上級調査団、来訪(～8月3日)。デ・ミストウツ団長は27日到着。

▶武大偉中国外交部副部长、来訪(～28日)。

28日▶毛派、3カ月間休戦延長。新憲法に連邦共和制を提案。

▶塩崎恭久外務副大臣、来訪(～29日)。

31日▶政府、第1子王位継承法廃止および王室経費の大幅削減を決定。

▶国連上級調査団、和平交渉に期限の設定を要求。毛派には武力管理で合意要請。

8月2日▶毛派議長、首相と会談。

5日▶NC(D)、連邦民主共和制を提示。

8日▶毛派とインド毛派、アメリカの南アジア介入とイスラエルのレバノン空爆非難の共同声明発表。

9日▶政府と毛派、国連宛に同一文の共同書簡を個別に発送。

17日▶首相、NCとNC(D)の統合案公表。

18日▶政府、石油製品価格引き上げ。猛反対のデモ発生(20日に価格引き上げ案撤回)。

25日▶ICDC、暫定憲法草案を政府と毛派それぞれの和平協議団に提出。

26日▶アナン国連事務総長、和平プロセス

への支援確約。

31日▶日本ネパール友好議員連盟代表团、来訪(9月2日)。9月1日に国交樹立50周年記念式典に参列。

9月2日▶毛派、政治問題解決の前に国連による武力監視への移行はあり得ないと表明。

3日▶国際メディア調査団、来訪(～7日)。

10日▶首相、国軍総参謀長就任式で記章授与。

17日▶首相と毛派議長、首脳会談開催。

23日▶ライ森林・土壤保全相他23人、タープレジュン郡下でヘリコプター墜落事故死。

26日▶ハウエル英外相、来訪(～29日)。

29日▶下院、ジェンダー平等法案可決。

10月1日▶毛派、アメリカにテロリストの指定取り消し要求。

6日▶毛派議長、首相と会談。

8日▶SPAと毛派、首脳会談開催。10日、12日、15日にも首脳会談継続開催。

9～13日▶国連平和顧問団員相次ぎ到着。

11日に首相、12日に毛派議長と会談。

12日▶HLPC、国王に対して質問状送付。

13日▶首相、毛派議長と会談。

16日▶マーチン国連平和顧問団長(マーチン団長)、首相および毛派議長と会談。

18日▶HLPC、質問状に対する国王からの回答ないと発表。

20日▶政府、テレビ放送5社およびFM放送50社認可。

21日▶インド政府高官、ネパール・インド貿易協定は自動更新と発言。

22日▶毛派議長、毛派軍兵士に対し兵站基地から撤退指示。

▶国連、ネパールに地域武装解除事務所を設置すると発表。

26日▶毛派、休戦延長。

▶首相、毛派議長と王制および武力管理問

題で首脳会談。

11月2日▶毛派議長、ニューデリーで開催の「リーダーシップ・サミット」に出席。

3日▶毛派議長とマーチン団長、武力管理で会談。

4日▶インド大使、首相と会談。

6～8日▶SPAと毛派、首脳会談。7日も継続し、8日未明に首脳合意署名。首相は、毛派との合意は新ネパールの基礎と評価。

9日▶毛派とマーチン団長、武力管理の技術的諸問題について協議。

10日▶首相と毛派議長、合意事項履行について会談。

▶毛派、首都で勝利集会開催。

11日▶マハラ毛派スポークスマン、8政党(SPAおよび毛派)に今後10年間の結束訴え。

12日▶合同査察チームによる毛派の兵站基地予定地視察。20日までに5カ所を確定。

13日▶RCCCによる過剰取締行為調査委員会、調査開始。

15日▶毛派議長とネパール CPN-UML 党首、和平協定後について会談。

16日▶毛派議長、ニューデリー訪問。

20日▶HLPC、国王を有罪とする最終報告書を首相に提出。委員2人は署名せず。

21日▶政府と毛派、包括的和平協定署名。

22日▶政府、国軍兵站基地調整委員会設立。

23日▶アナン国連事務総長、和平協定を受けて、迅速な支援を約束。

▶政府、毛派兵站基地管理に7000万^{ルビ}支出を決定。

26日▶下院、新市民権法案可決。

27日▶政府、HLPC 報告の高級検討委員会設置。

▶政府、毛派基地管理費1億^{ルビ}追加承認。

28日▶政府と毛派、武力管理協定署名。

▶アナン国連事務総長、国連安全保障理事

会(UNSC)にネパールの和平行程支援要請。

30日▶政府、休戦監視委員会解散。新国歌を閣議了承。

12月1日▶INSEC、88%が民主共和制支持と最新世論調査の結果公表。

6日▶首相と毛派議長、合意事項履行について会談。

▶マーチン団長、UNSCのネパール支援決意を表明。

8日▶政府・毛派・マーチン団長、武力および兵力の管理に関する3者協定に署名。

10日▶国連評価調査団、和平行程予備調査のため来訪(～16日)。

15日▶政府、国章を閣議了承。

16日▶主要政党、暫定憲法草案に署名。

17日▶ムケルジー・インド外相、来訪。ネパールの和平行程支援を表明。

19日▶毛派、カトマンドゥ盆地にゼネスト配置(23日解除)。

20日▶政府、毛派基地管理費1億1000万^{ルビ}追加支出。

25日▶政府、毛派の攻撃のため一時撤退していた警察署と村落開発委員会の再設置決定。

▶NSP(A)、タライでゼネスト実施。

26日▶NSP(A)のゼネスト終了後、ネパールガンジで暴動発生。外出禁止令発令する。

27日▶政府、ネパールガンジ暴動上級調査委員会設置。

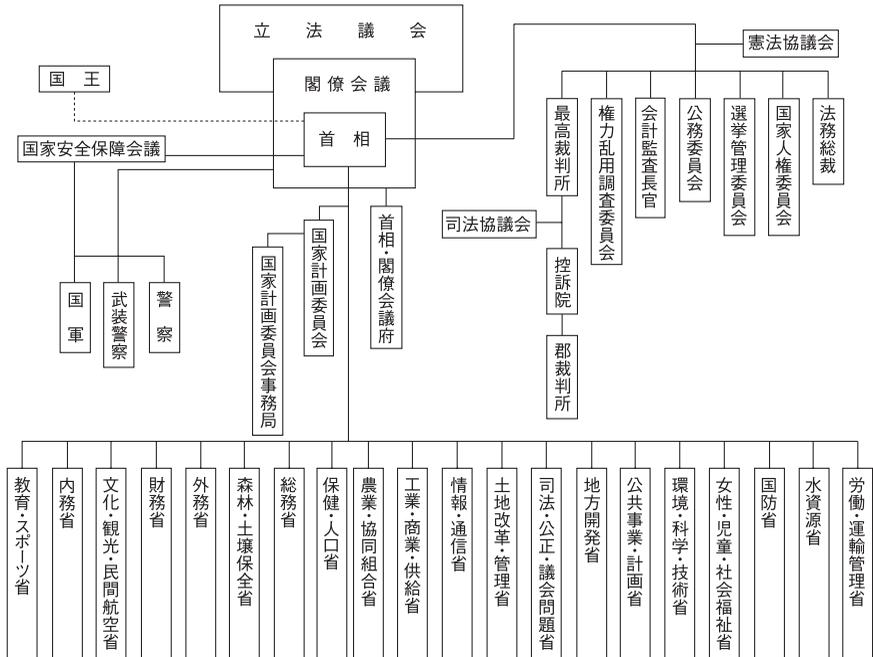
28日▶8政党代表、ネパールガンジ視察。

30日▶首相、フセイン元イラク大統領の死刑執行に対し人権侵害と非難声明。毛派も同様の声明発表。

31日▶モイアティ米大使、毛派のテロリスト指定解除は時期尚早と発言。

▶解放カマイア(元債務奴隷)、ティンクネ地区(トリヴバン空港近辺)で土地占拠開始。

① 国家機構図(2006年12月末現在)



(注) 2007年1月15日公布の暫定憲法による。国王と首相とを結ぶ点線は2006年4月30日に国王により首相の就任宣誓式が挙行されたことによる。なお、同暫定憲法は、国王は国家統治上何らの権力も有しない旨規定している。

② 閣僚名簿(担当, 氏名, 所属政党)¹⁾

閣僚会議

首相(兼王室問題, 国防)

Girija Prasad Koirala NC

副首相(兼外務)

Khaduka Prasad Sharma Oli
CPN(UML)

副首相(兼保健・人口)

Amik Sherchan UPF

大臣

公共事業・計画

Gopal Man Shrestha NC(D)

財務 Ram Sharan Mahat NC

農業・協同組合 Mahanta Thakur NC

内務 Krishna Prasad Sitaula NC

土地改革・管理

Prabhu Narayan Chaudhari ULFN

司法・公正・議会

Narendra Bikram Nemwang NC(D)

地方開発

Rajendra Prasad Pandey CPN-UML

文化・観光・民間航空

Pradip Kumar Gyawali CPN-UML

教育・スポーツ

Mangal Siddhi Manandhar CPN-UML

工業・商業・供給

Hridayesh Tripathi NSP

国務大臣

森林・土壌保全 Gopal Rai²⁾ NC

情報・通信 Dilendra Prasad Badu NC

女性・児童・社会福祉

Urmila Aryal UML

環境・科学・技術

Man Bahadur Biswakarma NC

総務

Dharma Nath Prasad Shaha CPN-UML

労働・運輸管理

Ramesh Lekhak NC(D)

水資源

Gyanendra Bahadur Karki NC(D)

(注) 1)首相は2006年4月30日就任,その他は5月2日に6人,2006年5月22日に11人(うち1人辞退),6月11日に3人,それぞれ追加任命。所属政党は,ネパール・ कांग्रेस(NC),ネパール共産党統一マルクス・レーニン主義派(CPN-UML),統一人民戦線(UPF),ネパール・ कांग्रेस(民主) [NC(D)],ネパール友愛党(NSP),ネパール統一左派戦線(ULPN)。

2)2006年9月23日にヘリコプター墜落事故により死亡。

1 基礎統計

年 度	2002	2003	2004	2005	2006
人 口(100万人) ¹⁾	23.71	24.25	24.80	25.34	25.89
為替レート(1ドル=ルピー) ²⁾	78.00	74.75	74.14	70.35	73.13

(注) 1)2001年人口統計に基づく中位予測値。2)2006年の値はネパール中央銀行による。

(出所) Government of Nepal, Central Bureau of Statistics, *Statistical Pocket Book Nepal 2006*, Table 1.11および Table 14.16, ならびにネパール中央銀行ホームページ(<http://www.nrb.org.np/>)の Foreign Exchange Archives による。

2 支出別国内総生産(名目価格)

(単位:100万ルピー)

支 出 区 分	2001/02	2002/03	2003/04	2004/05 ¹⁾	2005/06 ²⁾
消 費 支 出	371,526	401,897	434,359	467,202	518,236
政 府	42,327	46,362	50,381	54,426	59,245
民 間	329,199	355,535	383,978	412,776	458,991
総 固 定 資 本 形 成	81,613	87,024	95,124	101,094	107,624
政 府	32,044	31,228	31,263	30,823	32,826
民 間	49,569	55,796	63,861	70,271	74,798
在 庫 増 減	20,562	30,996	35,869	53,038	68,859
・ サ ー ビ ス 輸 出	77,068	77,280	89,543	85,957	108,142
・ サ ー ビ ス 輸 入	127,961	140,522	158,150	173,753	219,914
国 内 総 生 産 (GDP)	422,807	456,675	496,745	533,538	582,948
海 外 純 要 素 所 得	18,375	16,194	12,955	10,364	12,727
国 民 総 生 産 (GNP)	441,182	472,869	509,700	543,902	595,675

(注) 1)修正推計値。2)推計値。

(出所) Government of Nepal, Ministry of Finance, *Economic Survey 2005/2006*, Statistical Table 1.4.

3 産業別国内総生産(実質:1994/95年価格)

(単位:100万ルピー)

産 業 部 門	2001/02	2002/03	2003/04	2004/05 ¹⁾	2005/06 ²⁾
農 業 ・ 漁 業 ・ 林 業	108,752	111,471	115,774	119,212	121,227
製 造 業 ・ 採 石 業	1,571	1,601	1,610	1,650	1,686
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道	24,892	25,384	25,822	26,494	27,064
建 設	5,200	6,234	6,437	6,748	7,124
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫	32,180	32,757	32,816	32,801	34,192
金 融 ・ 不 動 産	28,329	29,267	31,613	30,965	32,170
社 会 サ ー ビ ス	21,201	22,113	23,273	24,457	25,006
国 内 総 生 産 (GDP)	28,402	29,333	30,275	31,677	32,372
実 質 GDP 成 長 率 (%)	28,642	29,529	30,403	31,240	31,659
	279,169	287,689	298,023	305,244	312,500
	-0.3	3.1	3.6	2.4	2.3

(注) 1)修正推計値。2)推計値。

(出所) 表2に同じ(Statistical Tables 1.1 and 1.3.)。

4 対外貿易¹⁾

(単位：100万ルピー)

年 度	区 分	対インド	対インド以外	合計
2003/04	輸 出	30,777.1	23,133.6	53,910.7
	輸 入	78,739.5	57,537.6	136,277.1
2004/05	輸 出	38,916.9	19,788.8	58,705.7
	輸 入	88,675.5	60,798.1	149,473.6
2005/06 ²⁾	輸 出	29,909.90	13,404.50	43,314.4
	輸 入	72,166.90	45,315.20	117,482.10

(注) 1) 輸出は F. O. B, 輸入は C. I. F. 2) 2005年7月16日から2006年3月15日までの暫定値。

(出所) 表2に同じ(Statistical Table 6.1.)。

5 国際収支

(単位：100万ルピー)

収 支 項 目	2002/03	2003/04	2004/05	2005/06 ¹⁾
貿 易 収 支	-70,292.3	-77,681.6	-85,762.6	-62,848.9
輸 出 (F.O.B)	50,760.7	55,228.3	59,956.1	37,917.3
輸 入 (F.O.B)	-121,053.0	-132,909.9	-145,718.2	-100,766.2
サ一ビス収支(純)	7,049.7	9,074.9	-2,034.2	-2,424.4
所得収支	-675.7	-1,683.9	1,636.5	2,042.8
移 転 収 支	75,533.0	84,888.6	97,704.4	68,059.0
経 常 収 支(贈与除く)	-2,227.5	-4,959.8	-9,527.3	-6,118.3
経 常 収 支(贈与含む)	11,614.7	14,598.0	11,544.6	4,828.5
資 本 収 支	5,393.9	1,452.2	1,573.6	2,200.2
融 資 勘 定	-17,198.9	-21,540.1	-25,536.9	-257.7
そ の 他 資 本 ・ 誤 差 脱 漏	4,176.2	25,587.2	18,098.1	7,099.0
総 合 収 支	3,985.9	20,097.3	-5,679.4	-13,870.0

(注) 1) 2005年7月16日から2006年2月15日までの暫定値。

(出所) 表2に同じ(Statistical Table 6.7.)。

6 国家財政

(単位：100万ルピー)

項 目	2004/05	2005/06 ¹⁾	2006/07 ²⁾
総 歳 入	70,122.7	73,500.0	85,375.8
税 収	54,104.8	59,963.4	69,931.5
非 税 収	14,770.3	13,014.4	14,534.3
元 本 償 還	1,247.7	522.2	910.0
総 歳 出	102,560.5	112,074.7	143,912.3
経 常 支 出	61,686.4	69,067.0	83,767.9
資 本 支 出	27,340.7	28,802.2	44,976.4
元 本 返 出 済	13,533.3	14,205.6	15,168.0
財 政 収 支(贈与除く)	-32,437.7	-38,574.7	-58,536.5
財 政 収 支(贈与含む)	-18,046.6	-24,766.8	-34,807.9
財 政 赤 字 補 填			
外 国 借 入 款	9,266.1	9,416.6	16,907.9
内 国 借 入	8,938.1	11,850.0	17,900.0
現 金 残 高	157.7	-3,500.2	

(注) 1) 修正推計値。2) 推計値。

(出所) Government of Nepal, Ministry of Finance, *Budget Speech of The Fiscal Year 2006/07*, Annex-1.